

第51回本部委員登録書

・ 分会名 _____

・ 記入者 _____

2020年11月6日におこなわれる第51回本部委員会に、本部委員として下記の組合員を登録します。

1. _____

2. _____

3. _____

委 任 状

都合により第51回本部委員会を欠席します。私の権限を

- ・ 議 長
- ・ 本部委員 (氏名 _____)

に委任します。(議長か本部委員に委任ができます。選択してください)

2020年11月6日

分会名 _____

氏名 _____

本部規約

第16条（本部委員会）

本部委員会は、大会に次ぐ決議機関であり、本部委員及び本部役員で構成し、年2回以上開催します。

（2）本部委員会は、本部執行委員長が開会日の20日以前までに招集します。但し、本部委員の3分の1以上の請求があった場合は、すみやかに臨時本部委員会を開かなければなりません。

第17条（本部委員会の成立要件）

本部委員会の成立は、委任状を含め本部委員定数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席本部委員の過半数で決めます。議決が同数のときは、議長がこれを決めます。ただし、出席本部委員は本部委員の3分の1を下回ってはなりません。

（2）委任状は、議長及び特定の本部委員を指定して、議決を含んだ委任をすることができます。この場合、委任状は議長の承認を得なければなりません。

（3）本部委員会は議長及び副議長は、そのつど出席本部委員の中から互選します。

第18条（本部委員会への付議事項）・・・省略

第19条（本部委員の選出）

本部委員は分会を単位に選出し、本部委員会開催のつど氏名を登録します。

（2）本部委員の選出比率は、本部委員会で決定します。

（3）支部、種別協議会等の補助組織を基礎に、特別本部委員を選出することができます。特別本部委員の定数は、本部執行委員会で決定します。特別本部委員は発言権をもちますが採決権はありません。また、本部委員の定数外として成立要件に含めません。